

## 災害ボランティア割引制度の創設を求める意見書

日本各地で、地震や津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害が相次いでいる。被災地での救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズなども高まってきており、多くの支援者の協力が欠かせない。わが遠野市においては、全国各地からのボランティアとともに官民協働で、東日本大震災の津波被害による被災者や被災地域の復旧復興支援に取り組んでいる。

今後、首都直下地震や南海トラフ沖地震が起きたことを想定した場合、1日10万人以上、延べ1000万人以上のボランティアが必要になることがわかっている。遠方からの支援や長期にわたる支援が必要となるが、各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費などの問題で被災地域へボランティアに行けないという意見が圧倒的に多い。今のわが国には、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていない現状である。まずは、ボランティア活動のための被災地への移動手段と滞在場所にかかる経費の援助を社会的に図るべきである。

これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例がある。国はこうした事例を踏まえ、多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

よって、地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を創設することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月11日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
国土交通大臣 石井 啓一 様  
経済産業大臣 林 幹雄 様